

令和元年度 施設等利用給付認定申請の案内

1 無償化のための手続きの流れ

①園から申請書類の配布

- 7月中旬ごろ、園から申請書類の配布がございます。
- 保育の必要性のある「預かり保育」利用者は、施設等利用給付認定申請書の提出が必要です。

②施設等利用給付認定申請書の提出

- 認定申請に必要な書類を、申請受付期間内に保育課へ提出します。
- 書類に不明な点がある場合は、浦添市から電話等で確認をすることがあります。

③施設等利用給付認定通知書の交付

- 浦添市から「認定通知書」が交付されます。
- 保育の必要性の要件によって、有効期間が異なります。

令和元年 10 月から無償化スタート！

※ 3～5 歳児の保育料は 10 月から無償になるので、払う必要はありません。給食費や通園費等は無償化対象外です。

④預かり保育料の償還を浦添市へ請求（毎月）

- 一旦、預かり保育料を園へ支払います。支払った際、園から領収書等が配布されますので、それらの必要書類を施設等利用費請求書に添付し、浦添市へ直接提出します。（手続き方法は、別途案内します。）

<申請受付期間>

令和元年 8 月 13 日（火）～令和元年 9 月 13 日（金）

午前 8：30～午前 12：00／午後 1：00～午後 5：15

※ 土日・祝祭日と、午前 12：00～午後 1：00 の間は、申込受付はできません。

浦添市役所 2 階 保育課 管理係 まで

2 認定申請について

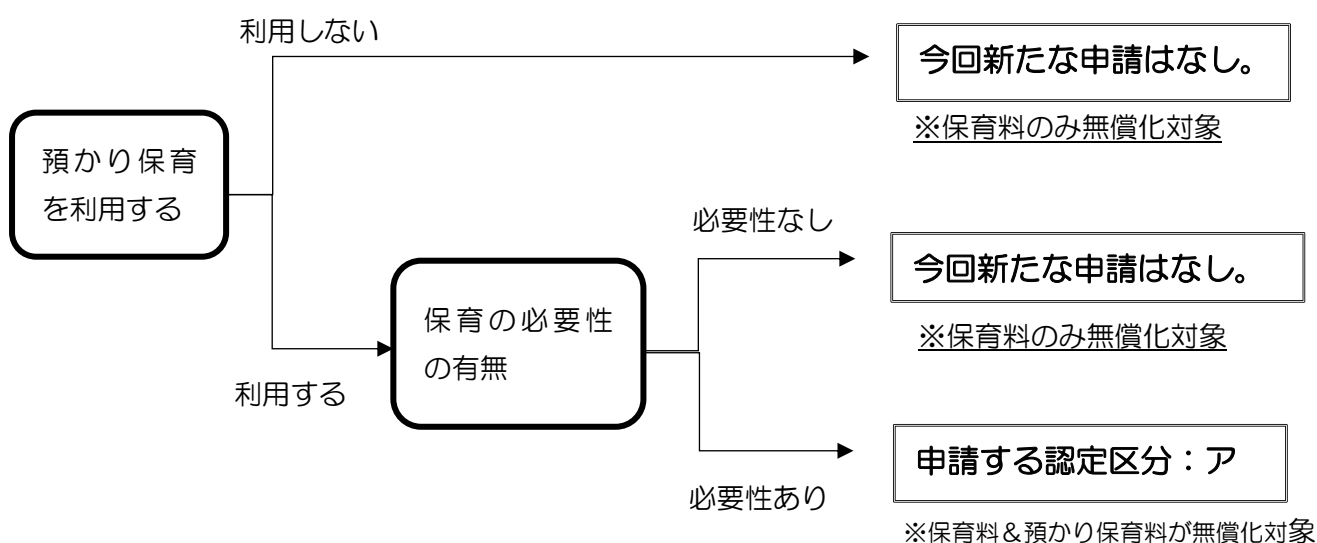
10月からの幼児教育無償化制度がスタートするにあたり、預かり保育の無償化を受けるためには、施設等利用給付認定（新2号認定／新3号認定）を受ける必要があります。

※認定申請の結果（認定通知書）は、令和元年9月末までに通知する予定です。

※認定申請ができるのは、浦添市に住民登録がある方のみです。

(1) 認定申請フローチャート（施設型給付園）

預かり保育の利用希望や、保育の必要性の有無によって、申請区分が変わります。今回の申請ではどの認定区分を申請するのか、確認してください。



(2) 認定区分

	認定区分	必要書類	保育の必要性
ア	新2号認定／新3号認定※(法第30条の4)	<ul style="list-style-type: none"> 様式第1号の2 マイナンバー確認書類 保育の必要性を証明する書類 	あり

※新2号認定…10月1日時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している(3歳クラス)

※新3号認定…10月1日時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある、市民税非課税世帯(2歳クラス)

3 申請に必要な書類

認定結果に影響する場合がありますので、記入漏れや内容に誤りがないことをご確認の上、提出してください。

(1) 共通の提出書類

必要な書類	注意点
①子育てのための施設等利用給付認定申請書	新2号認定／新3号認定…様式第1号の2を記入
②マイナンバー確認書類	申請保護者分(父母)のみ、下記書類のいずれかを1点を申請書提出時、窓口で確認します。すぐ返却します。 ・マイナンバーカード ・マイナンバー通知カード ・マイナンバーが記載された住民票
③保育の必要性を証明する書類	次の(2)で提出書類を確認してください。

(2) ③保育の必要性を証明する書類

事由	必要な書類	
就労	勤務…勤務証明書※保育課指定様式 自営業…自営業申立書※保育課指定様式、自営業の証明(開業届、営業許可証など) 内職…内職証明書※保育課指定様式	
妊娠・出産	親子(母子)健康手帳の写し	分娩予定日が確認できる部分
疾病	診断書(保護者・同居用) ※保育課指定様式	
障がい	・診断書(保護者・同居用) ※保育課指定様式 ・障害者手帳等のコピー	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳の手帳番号、本人欄が確認できる部分のコピー
介護・看護	・診断書(看護・介護証明用) ・看護(介護)申立書	※いずれも保育課指定様式への記入をお願いします。
災害復旧	罹災証明書	
求職活動	求職活動状況確認書 ※保育課指定様式	原則3か月間のみ有効です。
就学	・在学証明書 ・授業日程証明書	※授業日程証明書は、お手持ちのカリキュラム等も可(拘束時間が分かるもの)

※保育課指定様式はホームページにも掲載しております。

<http://www.city.urasoe.lg.jp/>

4 保育の必要性を受ける認定要件（新2号認定／新3号認定）

保護者が以下に示すような状況により保育を必要とする場合に、浦添市が保育の必要性を認定します。

	事由	具体的な状況	認定の有効期間
1	就労	月64時間以上の就労しており、夫婦で自営業をされている方を除いては月額48,000円以上の収入があること。	最長、就学前まで
2	妊娠・出産	妊娠中であるかまたは出産後間がないこと。	出産予定日6週間前の日を含む月初日～生後5か月に達する月末まで
3	疾病・障がい	保護者が疾病若しくは負傷又は心身に障がいを有していて、児童の保育に支障があること。	最長、就学前まで
4	介護・看護	親族を常時介護していること。（別居親族含む） ※1か月に64時間以上	最長、就学前まで
5	災害復旧	震災、風水害、火災等の災害復旧に当たっていること。	最長、就学前まで
6	求職活動	求職活動を行っていること。	3か月
7	就学	学校や職業訓練校等に通い、児童の保育に当たれない場合。（自動車学校、短時間の習い事、塾、教室等は除く）※1か月に64時間以上	通学期間中
8	虐待・DV	虐待やDV(家庭内暴力)のおそれがあるとき	最長、就学前まで

5 こんなときは必ず申請してください

転職や退職、勤務時間の変更、育児休業の取得、その他生活の状況に変更があった際には、下の表に定める書類を提出し、認定変更などの申請・届出を行ってください。

主な変更の内容	提出書類	
	認定変更申請書	その他の必要な書類
浦添市外に転居する	—	※直接、保育課窓口へ手続き
浦添市内で転居した	—	施設等利用給付認定変更届
世帯構成に変化があった		
仕事をやめた（求職中になった）	○	求職活動状況確認書
就労状況が変わった （勤務時間、通勤時間、夜勤、仕事を始めた、仕事が変わったなど）	○	勤務証明書
産前産後休業に入る	○	親子(母子)健康手帳の写し

※所定様式は浦添市のホームページにも掲載しております。

6 預かり保育料の支給額

預かり保育月額 1 万 1,300 円まで無償

- ・預かり保育料は、毎月一旦保護者から園へお支払いしていただきます。
- ・おやつ代などは、保護者負担です。
- ・支給額は、利用日数に応じて月額の上限額が変動（450 円×利用日数）。月額最大 11,300 円まで。
- ・満年齢が 3 歳に達して就園した市民税非課税世帯の児童の場合は、次の 3 月分まで月額 16,300 円まで。

（算定イメージ）

預かり保育料	利用日数	無償化上限額	無償化対象額	実質負担額
5,000 円	10 日	4,500 円 (10 日×450 円)	4,500 円	500 円
9,000 円	20 日	9,000 円 (20 日×450 円)	9,000 円	0 円

（算定方法）

- ・利用日数に応じて支給限度額は変動します。（利用日数×450 円）
- ・支給限度額と預かり保育料の支払額を月ごとに比較して、小さい方の額が支給額となります。

※幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない（平日の預かり保育提供時間数が 8 時間未満又は年間開所日数が 200 日未満）の場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が無償化の対象となる。（月額 1 万 1,300 円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限）